

消費者市民社会を目指す消費者教育について

平成 25 年 10 月 31 日 (木)

山梨大学大学院 神山 久美

1. 「消費者教育の推進に関する法律」の施行 (平成 24 年 12 月)

「消費者教育」の定義 (第 2 条)

「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育 (消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。) 及びこれに準ずる啓発活動をいう。

2. 消費者の権利と責任

3. 買い物の社会的な意味を理解する

4. 消費者市民として養いたい能力

5. 消費者の選択が社会を変える (教材例)